

令和元年10月 ファーストケア設定変更について (居宅介護支援事業所様向け)

2019/8/30
株式会社ビーシステム

令和元年10月消費税改正、介護報酬改定に伴い、ファーストケアの設定変更が必要です。設定変更前に10月以降のスケジュールを複写すると、正しい単位数や価格で複写されない場合があります。利用票・提供票を利用者様や提供事業所へお渡しする前に、必ずご確認ください。操作の詳細はユーザーサポート情報でご案内しています。

■V7.0.220以前のファーストケアでは<<各種登録情報>><保険外サービス情報>

V7.0.230では<<各種登録情報>><旧：保険外>>画面をご確認ください。

例えば、

- ①医療保険の訪問看護サービスを登録し、サービス予定カレンダーや利用票に記載している
- ②自費での訪問介護サービスを登録し、サービス予定カレンダーや利用票に記載している

これらの保険外サービスが登録されていて、令和元年10月以降もご利用になる場合は、登録データの変更が必要です。

<<各種登録情報>><TOP>画面右下 [保険外サービス一括登録]ボタンをクリックし、登録データの変更を行ってください。

ユーザーサポート情報 → <http://www.fc-center.jp/support/1617.html>

■<<各種登録情報>><その他情報>[福祉用具貸与品情報] をご確認ください。

例えば、

- ①利用票作成時に都度福祉用具貸与品の価格や商品コードを入力せず、福祉用具貸与品情報に他社の福祉用具貸与品を登録して、選択している

これらの福祉用具貸与品が登録されていて、令和元年10月以降もご利用になる場合は、10月以降の貸与品価格の設定が必要です。

<<各種登録情報>><その他情報>[福祉用具貸与品情報] で「令和元年10月以降の価格」を設定してください。

ユーザーサポート情報 → <http://www.fc-center.jp/support/1613.html>

■<<各種登録情報>><事業所情報> をご確認ください。

- ①特定処遇改善加算を算定する事業所は、事業所情報で設定が必要です。要介護用設定と要支援用設定の両方に設定してください。設定前に既に10月スケジュールを作成している場合は、月間個人予定・実績画面で手動で算定する必要があります。

<<各種登録情報>><事業所情報>

ユーザーサポート情報 → <http://www.fc-center.jp/support/1614.html>

■V7.0.220以前のファーストケアで令和元年10月以降のスケジュールを既に作成していた場合

V7.0.230で表示すると利用票・提供票は自動的に10月からの単位数に変わります。月間個人予定一覧や月間個人実績一覧の合計単位数を正しく表示するために 月間個人予定・月間個人実績画面で一度保存してください。保存時に合計単位数を再計算します。

■日常生活支援総合事業を行う場合、令和元年10月以降のサービスコード表に基づく、単位数表マスタの取り込みが必要です。

保険者ホームページなどから令和元年10月以降のサービスコード表に基づく、単位数表マスタをダウンロードしてファーストケアへ取り込んでください。取り込む前に10月以降のスケジュールを作成している場合は、削除してから単位数表マスタを取り込み、その後再度スケジュールを登録してください。

ユーザーサポート情報 → <http://www.fc-center.jp/support/1403.html>